

< 一般委託 >

イノシシ捕獲業務委託(西地域) 仕様書

イノシシ捕獲業務委託(西地域)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	西地域に生息、出没が確認されているイノシシ(1頭)を捕獲し、生息個体数の増加及び隣接市町への移入防止を図るとともに、イノシシによる農業被害及び生活被害、人身被害等を未然に防止することを目的とする。
2	履行期間	令和3年10月1日から令和4年3月15日
3	施行場所	太田和、長坂、長沢、武、山科台などの西地域でイノシシの出没や被害等が発生した区域
4	業務内容	(1)打ち合わせ協議 (2)業務計画書の提出 (3)調査及びわな設置計画書の提出 (4)わな等の設置及び管理(見回り、撤去を含む) (5)捕獲時の止め刺し作業等 (6)報告書の提出 詳細は別紙、仕様書のとおり
5	特記事項	別紙、仕様書のとおり
6	関係法規	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成28年4月1日以降に国、地方公共団体等が発注したわなを使用したイノシシ捕獲委託業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること、または、神奈川県認定鳥獣捕獲等事業者(わなによるイノシシ捕獲)として本業務履行期間を満たした有効期間の認定を受けていること。 (2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第19条の4第1項第1号に準じた安全管理規程を有すること。 (3)わな猟狩猟免許を有する従事者を3名以上配置できること。 (4)規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。 (5)わなによる中・大型野生動物の捕獲を実施した実績があること(捕獲従事者個人の実績を含む)。
8	契約方法	総価契約(業務内容(1)(2)(3)(6))及び単価契約(業務内容(4)(5))による業務委託契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後、業務実績に応じた総額を一括払いの方法で支払うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市環境政策部自然環境共生課 一澤 電話:046-822-8528

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書

（税抜き）

No.	総価契約分	業務内容等	単位	数量	金額（円）
1	打ち合わせ協議	別紙仕様書のとおり	式	1	
2	現地調査及び計画書の策定	別紙仕様書のとおり	式	1	
3	捕獲わな及び使用器具、物品、消耗品等	別紙仕様書のとおり	式	1	
4	報告書の作成	別紙仕様書のとおり	式	1	

1 金額欄は、契約者が記入する

（税抜き）

No.	単価契約分	業務内容等	単位	予定数量	上限単価（円）	単価（円）
5	捕獲わなの設置及び管理（見回り、撤去を含む）	別紙仕様書のとおり	日	50	10,000	
6	捕獲時の止め刺し作業等	別紙仕様書のとおり	頭	1	50,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない
- 2 契約単価欄は、契約者が記入すること
- 3 予定数量に契約単価（税抜き）を乗じて入札金額の算定に使用すること

上記「総価契約分」の合計金額と「単価契約分」（予定数量と単価を乗じた各金額の合計）の合計金額を入札金額とすること

イノシシ捕獲業務委託（西地域）特記仕様書

1 業務の目的

西地域に生息、出没が確認されているイノシシ（1頭）を捕獲し、生息個体数の増加及び隣接市町への移入防止を図るとともに、イノシシによる農業被害及び生活被害、人身被害等を未然に防止することを目的とする。

2 履行期間

令和3年10月1日から令和4年3月15日とする。

3 捕獲実施場所

太田和、長坂、長沢、武、山科台などの西地域のうち生息、出没被害等が発生している区域

4 捕獲目標頭数

西地域に生息、出没が確認されているイノシシ1頭を捕獲目標とする。

ただし、他に生息している可能性がある場合は、本市と協議のうえ、2頭目以降の捕獲を継続するか否かを決定するものとする。

5 捕獲猟具及び使用器具、物品

本業務を実施するために必要な捕獲わなや止め刺し等の猟具及び消耗品等の一切の器具、物品は受託者の負担で用意すること。

なお、捕獲猟具は原則くくりわなを使用することとし、それ以外のわなを使用する場合においては事前に本市の承諾を得ること。

6 人員車両等

本業務を実施するために必要な人員及び建物、設備、車両等は受託者の負担で確保し用意すること。

また、車両の通行料金、電話等の通信料金、水道光熱費等の一切の必要経費についても受託者が負担すること。

7 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

また、各計画書及び報告書等は、印刷物を1部、CD-R等に保存した電子記録媒体を1部（電子メールによるデータ送信も可）提出すること。

（1）打ち合わせ協議

業務履行にあたっての実施方法や業務報告等について、業務着手時及び完了時の2回のほか、協議が必要となった場合に随時、打ち合わせ協議を行うこととする。

なお、打ち合わせ協議の実施場所は本市が用意する会議室等で行うこととする。

(2) 業務計画書の提出

業務の実施方法及び実施内容、安全管理等を記載した業務計画書を作成し、初回の打ち合わせ協議日に提出すること。

(3) 業務従事者名簿の提出

契約締結後速やかに、業務に従事する者の名簿及びわな猟狩猟免状の写し等を提出すること。

(4) 調査及びわな設置計画書の提出

本市が提供する過去の捕獲場所や出没情報等をもとに捕獲実施場所を踏査し、イノシシの痕跡等から捕獲に適する場所を選定したうえで、わな設置計画書(わなの設置及び稼働予定日、わなの設置予定場所の位置図(よこすかわが街ガイドマップ(1/5000縮尺)の画像にマーク)を含む)を作成し、わな等の設置の開始を予定する日の10日前までに提出すること。

ただし、わなは同時に10基以上設置することとし、履行期間のうち「5 捕獲目標頭数」が捕獲されるまでの間または最大50日間わなを稼働させることとする。

また、イノシシの出没状況等に応じてわなの設置場所等を変更する場合は、わな設置計画書を修正し、速やかに提出すること。

(5) 土地使用承諾手続き等

本業務の履行に際しわな等の設置に係る土地使用承諾手続き等は本市が行うものとし、本市は承諾手続きが完了次第、速やかに受託者に連絡するものとする。

(6) わな等の設置及び管理

わな設置計画書に基づき、わなを設置、稼働したうえで、適切に管理を行うこと。

わな設置場所には本市が事前に提供する「わな表示」を掲示し、必要に応じて周辺に「注意喚起ポスター」を掲示すること。

また、わな設置場所の変更等に伴いわな等を撤去する場合は、設置場所を原状復帰すること。

(7) わなの見回り

わなの稼働期間中は1日1回の頻度で見回りを行い、状況を確認したうえで必要に応じて再設置等のメンテナンスを行うこと。

ただし、無線発信機を装着している場合は、おおむね1週間に1回の頻度でわなの見回りを行い、状況を確認したうえで必要に応じて再設置等のメンテナンスを行うこと。

(8) 捕獲時の止め刺し作業等

イノシシ捕獲時は、法令に則り銃器によらない方法で止め刺しを行った後、次の作業を行い速やかに本市へ報告すること。

なお、止め刺し作業は原則、2人以上で行うこと。

ア 個体情報の記録

捕獲日、捕獲場所(よこすかわが街ガイドマップ(1/5000縮尺)の画像にマークをした位置図を含む)、雌雄、体重、体長、体高を記録すること。

また、捕獲時と止め刺し後の状況を撮影(静止画)すること。

イ 頭蓋骨の採取

年齢査定を試料とするため、頭部を採取し、二重にしたビニール袋に封入し、捕獲個

体番号を明記したうえで、別途本市が指示する提出先に送付または搬送すること。

ウ 捕獲個体の処理

頭蓋骨採取後の個体は、埋設等により適切に処分すること。

ただし、捕獲場所の地形や地質の状況により埋設することが困難でやむを得ずその場に放置する場合においては、農地や登山道などの人目に付く場所から十分に離れた場所に移すなど、可能な限り周辺的生活環境等に影響を与えないよう配慮すること。

(9) 業務終了時のわな撤去等

業務終了時は速やかにわな等を撤去し、わな等の設置場所を原状復帰すること。

8 報告書の提出

受託者は、捕獲業務が終了した後、各事項を記載した報告書を作成し、業務完了時の打ち合わせ協議日に提出すること。

- (1) イノシシの捕獲日、捕獲場所（よこすかわが街ガイドマップ（1/5000 縮尺）の画像にマークをした位置図を含む）、捕獲した個体の雌雄、体重、体長、体高、処分方法及び捕獲時及び止め刺し後の撮影画像
- (2) 従事した作業内容
- (3) わな設置場所及び稼働状況
- (4) 業務履行に際しての考察、課題等

9 業務の完了検査及び委託料の支払い

(1) 業務完了の届出及び検査

受託者は業務終了後、速やかに業務完了届を提出して必要な検査を受けるものとし、本仕様書の定めに適合しないものとして本市から修正等の指示があった場合は、速やかに修正等を行い、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、業務実績に応じた委託料総額について、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に一括払いの方法により支払うこととする。

10 事務担当

本業務にかかる事務は、次の部署が担当する。

横須賀市 環境政策部 自然環境共生課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話：046-822-8528 FAX：046-821-1523

E-mail：shizen-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のほか、各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務における捕獲許可申請は本市が行うものとし、本市は受託者に従事者証を交付する。

- (3) 受託者は業務履行中に使用する車両については、道路交通法等を遵守し、他の交通車両等の支障にならないよう駐車し、駐車目的や緊急連絡先等を分かりやすいように明示すること。
- (4) 業務従事者は、従事者証を携帯し、地権者や地域住民、警察官等から求められたときは提示し、業務内容等を説明するなどトラブル等が生じないように誠実に対応すること。
- (5) 受託者は、CSF（豚熱）対策として、発生確認地域への立ち入りを避け、捕獲器具や長靴、衣類、車両などの洗浄、消毒を徹底し、ウイルス侵入防止に努めること。
- (6) 受託者が作成した計画書等の提出物及び本市から提供を受けた資料、その他本業務の履行に際して知り得た一切の情報等は、無断で第三者に提供もしくは他の目的で使用してはならない。
- (7) 受託者は本業務の履行に際して事故等が発生した場合は速やかに報告すること。
- (8) 本業務履行中に生じた損害賠償等については、第三者に及ぼした損害を含め、受託者の責任において補償すること。
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたときまたは、本仕様書に記載のない事項について必要と認めたときは、速やかに本市と受託者が協議して定めることとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1)再委託の相手方

(2)再委託を行う業務の内容

(3)再委託で取り扱う個人情報

(4)再委託の期間

(5)再委託が必要な理由

(6)再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7)その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

参考様式（第8条関係）

電子記録消去報告書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
受託者
事業者名 印

下記の方法により電子記録媒体に記録された個人情報を消去しましたので報告します。

記

業 務 名	
ファイル名及び び 容 量	
消 去 方 法	
管 理 責 任 者	
備 考	

参考様式（第9条関係）

再委託承認申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
受託者
事業者名

印

年 月 日付をもって締結した下記契約に関する業務を再委託したいので承認
願います。

記

業 務 名	
再委託の 相手方	（住 所） （事業者名）
再委託を行う 業務の内容	
再委託で取り 扱う個人情報	
再委託の期間	年 月 日から 年 月 日まで
再委託が必要 な理由	
再委託の相手 方における責 任体制及び管 理責任者	
備 考	